

前回の分科会において委員から出された主な意見

(令和2年度第5回社会福祉審議会(令和2年12月23日開催))

1. 用語の定義

- 用語の定義で、地域生活課題の定義に生活困窮も入れておいた方がいい
- 用語の定義で、地域住民の定義に違和感がある。敢えて定義をする必要はないと考える。

2. 「第3章 本県の地域社会を取り巻く現状」

- *6(3)自殺
- コロナ禍で自殺者数が増加しているため、データを直近のものにした方がいい。

3. 「第4章 基本理念と基本方針」

(1) 基本方針I

- 「地域福祉推進の一番の主体である地域住民」を「地域福祉の推進はニーズを持っている地域住民はもとより」に訂正した方がいい。
- 住民が一番の主体とすると、住民が最初にやらないといけないとリンクをされかねない。
- 地域住民が一番の主体とするのは、負担感がある。
- まず、ニーズを持っている主体を大事にしていることを述べるといい。
- 「重層的な」という抽象的な表現では細かい相談体制があることが伝わらないと考える。
- 重層的相談・支援体制事業を言葉で説明をすると文章が長くなるため、イメージ図等を記載するのも一案だと思う。
- 重層的支援体制整備事業を実施する自治体の取組例、野洲市の今までの取組内容について記載できるのであれば記載するのもいいと思う。
- 3事例程度記載をするとイメージを持っていただけると思う。
- 「重層的相談・支援体制整備事業」を「制度の枠にとらわれず全ての地域課題に応え得る重層的相談・支援体制」とすれば全てを包括できる。

(2) 基本方針Ⅱ

- 重層的支援体制の構築に関連する方針、項目だと考えるため、それを意識し、概要、要点を書く方がいい。
- 「社会的資源の確保については、地域住民だけでは限界がある」課題だけでなく、「社会的な資源の確保につきましては、地域のあらゆる主体の参画と協働が必要である。」ということ。

3. 「第6章 取組の方向性」

(1) 基本方針1

【現状と課題】

- * (2) 地域住民の参加による地域の支え合い・助け合いの推進
 - 企業等福祉関係団体以外も記載されると分かりやすい。
 - さまざまな人が支え合うというのは、農業等も含まれると思います。特に近江八幡市では、商助という取組がされているので、その辺もこちらに記載されるといいかと思う。
- * (3) 「福祉意識の向上と次世代育成」
 - 生活困窮、子ども分野の福祉教育の必要性も記載すべき。

【施策の方向性】

- * (2) 「地域住民の参加による地域の支え合い・助け合い活動の推進」
 - 「高齢者が住み慣れた地域で満足した生活を送り、満ち足りた人生の最期を迎えることができるような仕組みづくり」とありますが、最期を迎えるとなると高齢者かもしれませんが、高齢者に限定しない方がいいのではないかと思う。

【取組内容】

* (2) ①参加・活動の場、居場所づくり

○スクールソーシャルワーカーについて記載があるが、スクールソーシャルワーカーの配置だけでなく、学校、地域、福祉機関とのパイプ役でもあることを記載して欲しい。

* (2) ②地域住民、企業、社会福祉法人、NPO 法人等の参画促進

○企業が参画するのは、高齢者、生活支援等幅広いため、そのことを参画促進として記載した方がいいと思う。

○企業の参加、参画をどうするかを検討していかないといけない時代になっているが、全体で企業の印象が弱い。

(2) 基本方針2

【取組内容】

(1) 種々の生活課題（生きづらさ）を抱える本人および世帯などへの総合的な対応の推進

○属性と対策との記載があるため、記載方法を統一した方がいい。

* 【障害者】

○高齢障害者の記載をした方がいい。

* 【子ども】

○「放課後児童クラブやファミリーサポートセンターによる支援、生涯のある子どもへの支援など」とあるが、事業の説明がないがよいのか。

○子ども・青少年局で取り組まれている「すまいる・あくしょん」を追記した方がいい。

* 【経済的に困窮している子どもたち、ひとり親世帯】

○子ども食堂等の居場所づくりが抜けているので、記載した方がいい。

○子どもたちにとって安心できる場所、生活の安定を図れる居場所づくりについて記載すべき。

* 【自分から SOS が出せない人、孤立しがちな人】

○SOS が出せないからこそ居場所が機能すると考えるため、居場所づくりについて記載した方がいい。

*** 【社会的養護】**

○滋賀県は施設退所後のアフターケアが弱いと考えるため、計画にアフターケアについて記載した方がいい。

*** 【就労支援】**

○「保護者および子どもに対する就労支援」は誤植だと思われる。

○そもそも就労先がないため、つなぐコーディネートの課題より、出口の課題があると思う。

○就労先の確保の視点を明確にするという。

*** 【ひきこもり】**

○「市町におけるひきこもり相談窓口の明確化と周知」とあるが、必ず設置しないと理解されない。

○県のひきこもりセンターや精神保健センターの窓口の記載をすべき。

○市町との連携について追記すべき。

*** 【住まいの確保】**

○高齢障害者等長期に入院されていて保証人がいなくて帰れない人がいる。

○長期入院されていた方、障害を持つ人で就労されていない方等で保証人、身元引受人がない方も問題は非常に大きいので明記した方がいい。

*** 【自殺】**

○対策としては「自殺」だが、データ説明等においては「自死」が好ましいと考える。

*** (3) 災害時要配慮者の避難支援の推進**

○医療的ケア児だけでなく、成人の方もおられるため記載を訂正すべき。

○民生委員・児童委員は、災害時要支援者名簿の整備、個別避難計画の策定に関して強く関わっているため、その文言を入れるべき。

*** (4) 利用者の権利擁護**

②地域福祉権利擁護事業の推進

○滋賀県はこだわりを持って実施している。

○滋賀県社会福祉協議会を中心に、市町の社会福祉協議会が実施していることを表記する方がよい。

○「だれもが一人の人としての尊厳が尊重され」を「一人の人としての尊厳をだれもが尊重され」に訂正した方がいい。

*** (7) 社会福祉法人等のネットワーク化**

○NPO 法人、企業のネットワーク化についても明記した方がいい。

(3) 基本方針3

【取組内容】

* (1) 福祉人材のロールモデルとなる「滋賀の福祉人」づくり

- ハラスメントは許さないということを記載していかないといけないと思う。
- 働き手の働きやすい環境、権利、キャリアアップができることを記載すべき。
- 介護職だけではなく、保育士、障害支援等様々な所で人材不足が言われているため、面的な福祉職という捉え方が大事である。
- 資質向上の中に、研修を盛り込んでおくべき。
- 障害分野の相談部門は、相談員が疲弊している状況である。相談支援の重点的な取組の中に職場の働き方を盛り込むべき。

* (2) 「専門職の確保・育成・定着」

- 障害のある方についても記述すべき。その人ならではの介護の現場、保育の現場でいい持ち味を出していただいで活躍されることを考える。

* (2) ⑤社会福祉関係者の資質向上

- 高齢、障害分野の連携だけでなく、子どもや生活困窮も含めた表記にすべき。

4. 「指標」

- 今後5年間の重点的な取組が重層的支援体制整備事業の実施市町数だが指標というのは、少しさみしい。
- 5年間に重層的支援体制整備事業実施市町数ということよりも、この5年間にいかに総合相談、地域づくりが進んだかということが大切。この事業を実施したかどうかということだけが指標に入らない方がいいと思う。
- 「滋賀の福祉人」を指標にいかに入れるか、他の福祉分野の計画との連携をどうするかを指標に入れるとかも出てくるかと思う。